

埼玉県報

第 2 4 0 6 号 平成24年7月13日 金 曜 日

目 次

告示

- 統合サーバー等運用管理支援業務委託に関する落札者等の公示(システム管理課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター本庄事務所)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター本庄事務所)
- 平成24年4月から6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(入札執行課)
- 観光資源発掘・育成促進事業業務委託に関する契約の相手方等の公示(観光課)
- 埼玉観光物産知名度アップ事業業務委託に関する契約の相手方等の公示(観光課)
- 太田土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 平成24年度家畜商講習会の開催に関する告示(畜産安全課)
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞(建築安全課)
- 一般国道122号の区域変更(さいたま県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことのできる施設の指定(選挙管理委員会)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

埼玉県告示第九百六十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清司

- 1 購入等件名及び数量 統合サーバー等運用管理支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成24年6月11日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社エヌアイデイ 千葉県香取市玉造3丁目1番5号
- 5 落札金額 39,006,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成24年5月1日

埼玉県告示第九百七十号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

並 び http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 にイ 当該申請に係る定款、役員名簿、 ンター ネッ ۲ を利用する方法(埼玉県NPO 設立趣旨書並びに 申請書を受理 にお 情 した日から二月間、 設立当初 報 ١١ ステー て備え置く方法 の事業年度及 ション(県

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請 の あった年月日

平成二十四年六月二十六日

申請に 係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ビー アンドファ 厶

Ξ 代表者の氏名

五十君 好美

兀 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市本町二町目十番一号

五 定款に記載された目的

の変化などに関 この法人は、 する啓蒙と地域コミュニティ 全国各地の住民に対 Ų 蜜蜂 の飼育を通して地球温暖化や生態系 の活性化を行い、 環境の保全とまち

づ くりの推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステー 活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センター なお、 当該申請に係る変更後の定款を、 申請書を受理し た日から二月間、 において備え置く ション(http://www 県民生 方法並

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十四年七月五日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 視覚障がい者支援しろがめ

三 代表者の氏名

村上 琢磨

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市新堀二丁目十一番十四号

五 定款に記載された目的

うことにより、 って社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 本法人は、 目の不自由な人が自立した生活を営んでいく 目の不自由な人が生活の質の向上を図り、 社会参加することをも ために必要な事業を行

埼玉県告示第九百七十二号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 におい した日から二月間、 ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事。 上田 清、司

申請のあった年月日

平成二十四年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まめの木

三 代表者の氏名

平石 真紀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県桶川市大字川田谷二千七百三十番地の百七

五 定款に記載された目的

労働の 地域社会の確立並びに社会福祉全体の発展に寄与することを目的とする。 り充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、 この法人は、 場の提供や就労移行・継続支援事業を実施することにより、 障がい者とその家族等に対して、 障害者自立支援法に基づき、 文 健全で 障 が い 豊かな 者への ょ

埼玉県告示第九百七十三号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

え置く方法並びにインターネッ 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請に係る定款、 役員名簿、 トを利用する方法(埼玉県NP 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 本庄事務所 〇情報ステーション の事業年度及 に お いて備 県

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十四年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人でんでんむしむし

三 代表者の氏名

長岡 憲史

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市共栄四十九番地

五 定款に記載された目的

ることで、 自立支援法に基づく事業を行い、 この法人は、 福祉の増進に寄与することを目的とする。 高齢者や障害者ご本人とその家族に対し、 誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を創造す 介護保険法及び障害者

埼玉県告示第九百七十四号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

え置く方法並びにインター 民生活部共助社会づくり課及び び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請に係る定款、 ネッ 埼玉県北部地域振興センター 役員名簿、 トを利用する方法(埼玉県NP 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 本庄事務 した日から二月間、 〇情報ステー 所 の事業年度及 に お ション いて備 県

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十四年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人AZアグリ倶楽部

三 代表者の氏名

飯塚 俊彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市小島南二丁目四番七号

五 定款に記載された目的

查 5 つ 方々 ・ 研 究・ のより良い地域を考え、 この法人は、 ゅ が、 歴史」 実践することを目的とする。 地域の新 内外の団体や専門家、 風習」、 U 自給自足の考えの下、 ١١ 農業スタイルを模索する方々や家庭菜園を趣味に持 「伝統」 行政等と連携をする活動の中で、 を学び、 体験することによって、 循環型地域の実現を目指し、 これか 地域の

埼玉県告示第九百七十五号

平成二十四年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状

況について、次のとおり公表する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県告示第九百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量観光資源発掘・育成促進事業業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年5月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社JTB関東 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2

5 契約金額 32,948,874円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

埼玉県告示第九百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉観光物産知名度アップ事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年5月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社JTB関東 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
- 5 契約金額 31,342,421円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第九百七十八号

出があった。 太田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のとおり届

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名 住 所

職名

理事 武 井 孝 之 埼玉県久喜市大字吉羽千二百八十五番地

監事 同 武 折 原 井 治 浩 同 同 同 同 同 同 野久喜三百四十三番地 同 千四百三十一番地

埼玉県告示第九百七十九号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二の規定により、 家畜商講 習

会を次のとおり開催する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 開催日時

平成二十四年九月六日 (木)及び九月七日 (金)

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

二 開催場所

埼玉県熊谷市円光一丁目八番地三十号

埼玉県熊谷家畜保健衛生所 講堂

三 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

イ 提出書類

平成二十四年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

県

П

提出先

県内に住所を有する者は、 その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出する

ح

県内に住所を有しない 者は、 埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

なお、 郵送の場合は 簡易書留によることとし、 ¬ 家畜商講習会受講申込書在

中」と朱書すること。

八 受付期間

平成二十四年八月一日 (水)から二十二日 (水)まで

郵送の場合は、 平成二十四年八月二十二日までの消印のあるものに限る。

五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

六 その他

受講申請書は、 埼玉県農林部畜産安全課及び各家畜保健衛生所において配布す

ಠ್ಠ

なお、 詳細については、 埼玉県農林部畜産安全課(電話〇四八-八三〇-四一九

埼玉県告示第九百八十号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成二十四年七月九日認可した。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所の所在地

久喜市

埼玉県告示第九百八十一号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十五条の規定による処

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 聴聞の日時及び被聴聞者

| | | | 午前十一時 |
|----------|---------------------|-------------|--------|
| 十一番十三 | | | 七月二十三日 |
| 埼玉県八潮市千七 | 水口 将亘 | 水口不動産 | 平成二十四年 |
| 事務所の所在地 | の氏名) では代表者を聴聞者の氏名(法 | 号又は名称被聴聞者の商 | 聴聞の日時 |

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁 衛生会館 五二一号室

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

三 道路の区域

道路の種類

一般国道

線

名

百二十二号

| 新旧 | | 新別 |
|--------------------------------|------------------|-------------|
| - 三地先まで 一三地先まで 川口市桜町一丁目六七四番五地先 | | 区間 |
| 三〇・七〇 | - 九・五〇〜 二五・〇〇 | (メートル)敷地の幅員 |
| 五三六、八〇 | | (メートル) 長 |
| | | 備考 |

埼玉県選管告示第三十四号

た 場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定し 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による る法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) において準用する場合並びに最高裁 第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関す 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成二十四年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

| ホ 老 | ホ 老 · | 種 |
|----------------------------|--------------------------|-------------|
| l ム 人 | I ム 人 | 別 |
| おの杜 おの社 上尾ほほえ かの杜 かの杜 | 特別養護老人ホーム しらさぎ社会福祉法人 城南会 | 施設の開設主体及び名称 |
| 千三百四十一番地一 埼玉県上尾市大字畔吉字堀口 | 千五百三十八番地七埼玉県さいたま市岩槻区南下新井 | 所 在 地 |

埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会室

日時

平成二十四年七月十七日

午前十時

場 所

議題

ァ 新座市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

1 その他